

(様式2)

「京丹後市男女共同参画計画（後期）」の概要

1 趣旨について

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、同法においては、国の責務とともに、第9条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。

平成22年12月には、国の「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、また、京都府では、現在「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を策定中であり、それぞれ社会情勢の変化や進捗状況に応じた見直しを行っている。

本市では平成18年度から10年間の計画である「京丹後市男女共同参画計画」を策定しており、計画の中間年を迎え、国や京都府と同様に社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行うもの。

2 内容について

第1部 序論

策定の趣旨、策定の背景、計画の位置づけ、計画の期間について記述

第2部 計画

序章

基本理念、基本方向について記述

第1章 男女がともに参画するまちづくり

まちづくり、職場等、家庭・地域社会での男女共同参画の推進、女性の能力開発、労働環境の整備について記述

第2章 人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスの防止、被害者の保護・自立支援の体制整備、メディアにおける人権尊重の推進、生命の尊さや心身の健康についての理解普及について記述

第3章 生涯を通じた健康と生活基盤の安定

生涯にわたる健康づくりの充実、子育て支援体制の充実、介護支援体制の充実・高齢者の支援、ひとり親家庭等の自立支援、障害のある人たちの自立支援について記述

第4章 男女共同参画についての理解の促進

男女共同参画の啓発・情報提供、学校教育・保育の推進、社会教育の推進、国際理解の啓発について記述

第5章 総合的な取組みの推進

推進体制の強化と施策の推進、男女共同参画に関する相談体制の充実、交流促進、コミュニティ育成について記述

資料

京丹後市男女共同参画計画策定の経緯等、関連法令等を掲載

3 施行期日について

平成 年 月 日から施行する予定です。

※パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。